

平成
28年度

皆さんの市民活動を応援します！

市民活動支援基金助成団体を募集

市民活動支援事業は、地域の課題解決や市民の利益増進のため、市内を中心に活動する社会貢献活動団体に対し、その活動資金を支援するために創設されました。個人や事業者からの寄附金を基金として積立て、この基金を財源に助成を実施しています。平成28年度実施事業への助成を希望する団体を募集します。

問い合わせ／自治文化課市民活動推進担当（内線2482）

◆申請書の受付期限

12月24日(木)※事前に電話で予約をお願いします

◆助成対象

- 平成28年4月中旬～平成29年3月末に実施・完了できる事業であること
- 市民活動団体の活動を展開及び拡大するための事業であること
- 同一事業に対して、国・地方自治体・社会福祉協議会などから助成金、その他財政的な支援を受けていないこと

◆助成額

予算の範囲内で、15万円を上限に助成します ※講師等に支払う謝礼は、補助対象経費の3分の1（上限5万円）が補助対象となります

◆助成の対象とならない費用

- 団体の経常的な活動に要する費用
- 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- 不動産及び不適当な備品の購入費
- 補助金交付決定前に行った事業や支出したもの

◆応募できる団体

不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とし、自発的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない次の団体に限ります

- NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体であること
- 主たる事務所が市内にあること
- NPO法で定められた20分野の活動を行っていること
- 構成員5人以上のグループで、構成員に2人以上の市民を含むこと
- 政治活動又は宗教活動を目的としないこと
- 暴力団、又はその構成員の統制下にある団体でないこと

◆申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書及び事業計画書（積算根拠となる見積書等を添付）
 - ②平成26年度の決算書及び事業報告書
 - ③平成27年度の予算書及び事業計画書
 - ④団体目的等についての確認書
 - ⑤会員名簿
 - ⑥会則
- ※①と④は所定の様式があります

◆審査の方法・助成の決定

助成事業やその助成額は、書類と公開プレゼンテーションにより市民活動推進協議会委員が審査し、市が交付又は不交付等の決定を平成28年4月中旬に行います

◆その他

この他の要件等、助成事業の詳細は自治文化課に備えの「申請の手引き」(市ホームページにもあります)で確認してください

障がい者等歯科診療を実施しています

一般の歯科診療所で治療が困難な重度の障がい者等に対し、障がい者歯科診療に精通したスタッフが診療を行っています。

昨年10月の診療開始以来、多くの方の歯科治療を行っており、歯科治療に不安が強く治療が困難な場合には、大学病院から専門の麻酔科医を招き、全身麻酔下での治療も行っています。

診療場所／アネックス歯科診療所（本町1-2-1エルミこうのすアネックス2階）

対象／一般の歯科診療所での治療が困難な重度の障がい者（原則、障がい者歯科相談医、包括支援センター等からの紹介による）

診療日／毎週月・火・水曜日（年末年始を除く）

問い合わせ／鴻巣保健センター（☎543-1561）



治療中の様子

こんな悩みありませんか？

治療はできるかな？
歯みがきができない
むし歯は大丈夫かな？

